資　　料

目　　次

・　近年の金融関連税制と金融証券市場の動き …… 1
・　各種の資産と課税関係 …… 2
・　利子課税制度の概要 …… 3
・　全国銀行預金（個人預金）及び郵便貯金の口座数の推移 …… 4
・　配当課税制度の概要 …… 5
・　配当の税負担割合 …… 6
・　1銘柄当たり所有株式数の状況（個人株主） …… 7
・　主要国の負担調整に関する仕組み …… 8
・　株式譲渡益課税の適正化の経緯 …… 9
・　日経平均株価（月平均）の推移と株式市場に係る税制上の措置 …… 10
・　長期保有株式の譲渡益課税制度（イメージ図） …… 11
・　申告分離課税の実効税負担割合 …… 12
・　１世帯当たりの株式保有額の状況（個人株主） …… 13
・　株式譲渡益課税の国際比較 …… 14
・　特定目的会社等に係る課税関係 …… 15
・　特定目的会社等の収益に係る課税関係 …… 16

・　生命保険料控除 …… 17
・　生命保険料控除（個人住民税） …… 18
・　損害保険料控除 …… 19
・　損害保険料控除（個人住民税） …… 20
・　国外送金等に係る調書提出制度 …… 21
・　主要国における納税者番号制度の概要 …… 22
・　「わが国税制の現状と課題―21世紀に向けた国民の参加と選択―」要約
　（平成12年7月　税制調査会）―抄― …… 23
・　今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（抜粋） …… 24

近年の金融関連税制と金融証券市場の動き

	金融関連税制の動き	金融証券市場の動き
62～元	○消費税の導入を含む抜本税制改革 [利子] ・一般マル優廃止（老人マル優等の創設） ・利子に関する源泉分離課税（金融類似商品等も同様） ・道府県民税利子割の創設 [株式譲渡益] ・株式譲渡益原則非課税の廃止、申告分離・源泉分離選択制の導入	○国債の大量発行・金融の国際化 ○前川レポート
8	○株式譲渡益課税の適正化（みなし利益率の引上げ）	○金融制度改革法 ・銀行・証券相互参入 ・金利自由化
10	○国外送金等に係る調書提出制度の施行 ○ストックオプション税制の一般化 ○ＳＰＣ、会社型投信に係る税制の整備 ○電子帳簿保存法	○金融システム改革 ・外為自由化 ・ＳＰＣ、会社型投信の制度整備 ・株式売買手数料の自由化 ○商法改正（ストックオプション制度の導入）
11	○有価証券取引税、取引所税の廃止 一体として株式譲渡益課税の申告分離への一本化（平成13年４月から）を法定	
12	○エンジェル税制（ベンチャーに投資する個人投資家への支援）の整備 ○ＳＰＣ、投資信託等に係る税制の整備	○集団投資スキーム（ＳＰＣ、投資信託等）の整備
13	○株式譲渡益課税の申告分離への一本化を2年延期(平成15年4月から) ○長期所有株式に係る少額譲渡益非課税制度の導入	

各種の資産と課税関係

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">保有資産の運用等による収益</th><th colspan="3">保有資産の譲渡等による収益</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="2">預貯金</td><td>利子</td><td rowspan="4">源泉分離課税
（20%）</td><td colspan="3" rowspan="4"></td><td rowspan="4">個人の預貯金口座数
約１５億口座（延べ数）

老人マル優等あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">公社債</td><td>利子</td></tr>
<tr><td rowspan="2">投資信託</td><td>公社債投信</td><td>収益の分配</td></tr>
<tr><td>株式投信</td><td>収益の分配</td></tr>
<tr><td colspan="2">株式</td><td>配当</td><td>総合課税
（20%源泉徴収
配当控除）
※少額配当の場合、申告不要あり</td><td rowspan="2">譲渡益
（売値－買値）</td><td>申告分離課税
（26%）</td><td rowspan="2">個人株主数　約3000万人(延べ数)
（実数約700万人（推計））</td></tr>
<tr><td colspan="2">源泉分離課税
（売値×1.05%）</td></tr>
<tr><td colspan="2">商品先物</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>売買差金</td><td>申告分離課税
（26%）</td><td>委託者数　約　10万人
（約95%が個人）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険</td><td>満期保険金
（保険金－掛金）</td><td>総合課税
（一時所得）</td><td>（生保控除適用者数）
約3,600万人（1年分）
（損保控除適用者数）
約2,000万人（1年分）
注）</td></tr>
<tr><td colspan="2">不動産（土地）</td><td>不動産所得
（＝地代収入－必要経費）</td><td>総合課税</td><td rowspan="2">譲渡益
（売値－買値）</td><td>短期</td><td>総合課税
（土乗せ方式）</td><td>譲渡件数　98万件（1年度）

収用等の特別控除あり</td></tr>
<tr><td>長期</td><td>分離課税
（26%）</td></tr>
</table>

注）税務統計「民間給与の実態（生保控除3,004万人、損保控除1,563万人）」、「申告所得税の実態（生保控除623万人、損保控除460万人）」の単純合計である。

利子課税制度の概要

	概　　要	
	所　得　税	住　民　税
預金及び公社債の利子、合同運用信託、公社債投資信託等の収益の分配等	源泉分離課税 （15％の源泉徴収）	〔住民税 5％〕

少額貯蓄非課税制度等の概要

区　　分	内　　容	非課税限度額	１人当たり貯蓄額
老人等の少額貯蓄非課税制度（マル優）	預貯金、貸付信託、公社債、一定の証券投資信託の利子等	元本３５０万円	１９６万円（10年３月末）
〃　の少額公債　〃　（特別マル優）	国債及び公募地方債の利子	額面３５０万円	１６４万円（10年３月末）
〃　の郵便貯金　〃	郵便貯金の利子	元本３５０万円	２９５万円（12年３月末）
勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等 ・積立期間5年以上	元本５５０万円	１９２万円（12年３月末）
〃　年金貯蓄　〃	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成年金貯蓄の利子等 ・積立期間5年以上、据置期間5年以内、年金支払期間5年以上	元本５５０万円 （生損保等は３８５万円） （注）財形住宅と併せて５５０万円	１４９万円（12年３月末）

（備考）　１．「老人等」とは、65歳以上の人、障害者、遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている者等をいう。
　　２．昭和63年４月に少額貯蓄・少額公債・郵便貯金の各非課税制度が、現行の老人等に対する利子非課税制度に改組された。

全国銀行預金（個人預金）及び郵便貯金の口座数の推移

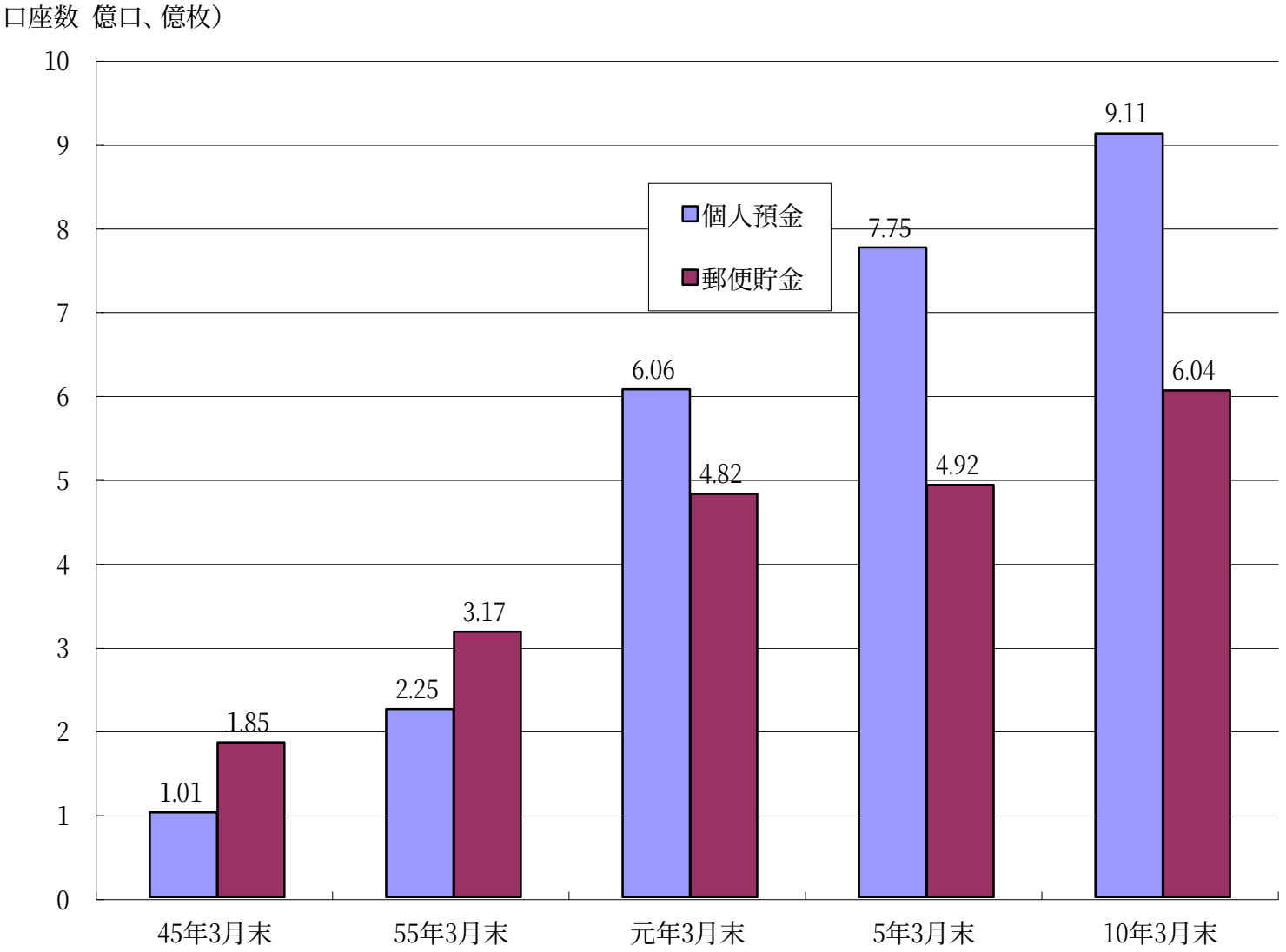

（注）1　個人預金は「預金者別預金統計調査」（日本銀行）による。なお、無記名預金を含む。
　　2　郵便貯金は郵政省貯金局調べによる。なお、45年3月末の計数には、旧外地預金、戦災貯金等を含んでいる。

配　当　課　税　制　度　の　概　要

区　　分		概要	
		所　得　税	住　民　税
利益の配当・剰余金の分配等		総　合　課　税 （20%の源泉徴収）	総　合　課　税
	・　1銘柄当たり1回25万円（年1回50万円）未満 かつ ・　発行済株式総数の5%未満	源泉分離選択課税 （35%の源泉徴収）	
	・　1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下	確定申告不要 （20%の源泉徴収）	非　課　税

○　配当控除

個人が総合課税の配当所得を有する場合には、次の金額を「配当控除」として税額控除する。

①　課税総所得金額等が 1,000万円以下の部分 …… その配当所得の10%（所得税）、 2.8%（住民税）

②　課税総所得金額等が 1,000万円超の部分 …… その配当所得の5%（所得税）、 1.4%（住民税）

配 当 の 税 負 担 割 合

〔少額配当（1銘柄当たり年10万円以下）の場合－申告不要の選択可〕

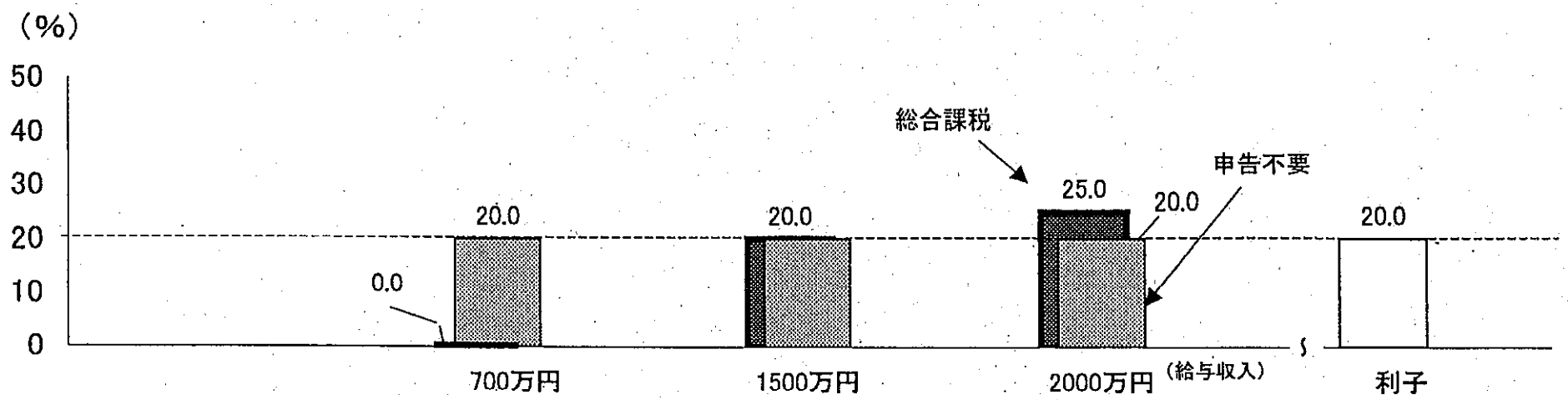

〔1銘柄当たり年10万円超の場合－総合課税・配当税額控除〕

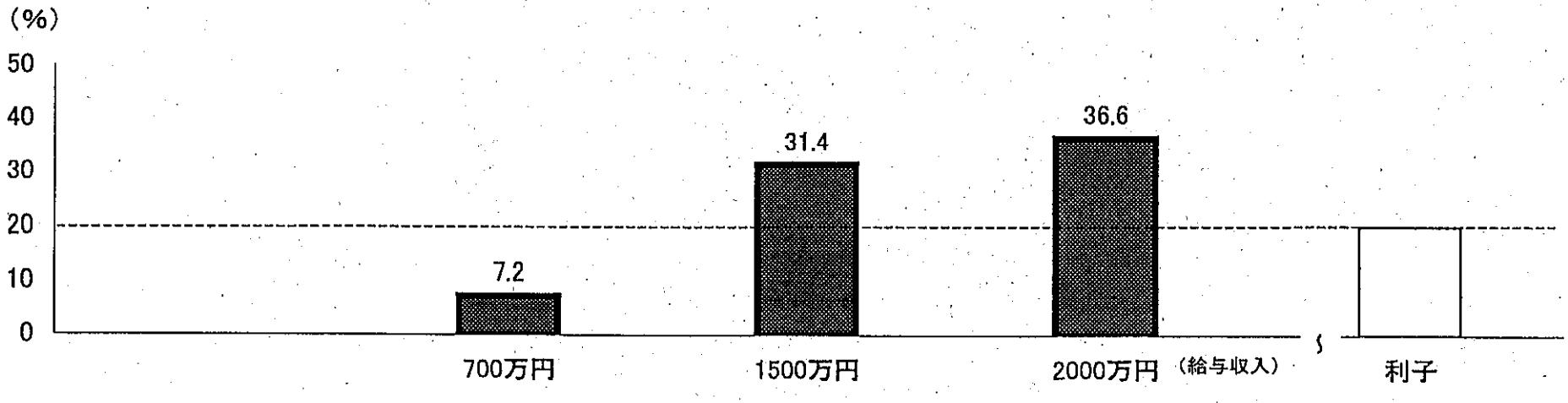

1銘柄当たり所有株式数の状況（個人株主）

1株額面50円の1割（5円）が
配当されるとした場合の配当金額

所有株式数	構成比	累積構成比
～5千株	79.0%	79.0%
～1万株 ← ～5万円	10.3%	89.3%
～2万株 ← ～10万円	5.9%	95.2%
～5万株	3.3%	98.5%
～10万株	0.7%	99.1%
10万株～	0.9%	100.0%

（注）1　平成11年度株式分布状況調査（全国証券取引所協議会）より作成

2　1単位＝1000株として計算している。

3　「～2万株」「～5万株」の計数については、1万株以上5万株未満の株主数を按分して推計した。

主要国の配当に係る負担調整に関する仕組み（未定稿）

	日　　本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
法人段階	法人税率　30%	法人税率　35% (最高税率)	法人税率　30%	法人税率　25% [税額の5.5%の付加税]	法人税率　33 1/3% [税額の6%の付加税]
個人株主段階における法人税と所得税の調整方式	部分的調整（配当税額控除方式）	全く調整しない	部分的調整（インピュテーション方式）	完全調整（インピュテーション方式） ＊2001年末に廃止 (注) 2002年1月からは完全調整から部分調整（受取配当の1/2を株主の課税所得に算入する方式）に移行	完全調整（インピュテーション方式）
法人間配当	[持株比率]　[益金不算入率] 25%未満　・・・　80% 25%以上　・・・　100%	[持株比率]　[益金不算入率] 20%未満　・・・　70% 20%以上80%未満　80% 80%以上　・・・　100%	全額益金不算入	インピュテーション方式 (個人株主段階と同じ調整) ＊2001年末に廃止 (注) 2002年1月からは全額益金不算入。	原則インピュテーション方式 (部分的に調整)

(注) 1．日本では、国税と同様に地方税において配当税額控除方式により、個人住民税と法人住民税の調整を部分的に行っている（控除率：課税総所得1千万円以下2.8%、1千万円超1.4%）。

2．インピュテーション方式とは、受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算した受取配当に対応する法人税の金額を控除する方式のことを言う。

3．ドイツとフランスにおいては、法人税付加税が課されているが、インピュテーション方式による計算上、付加税分については調整が行われない。

株式譲渡益課税の適正化の経緯

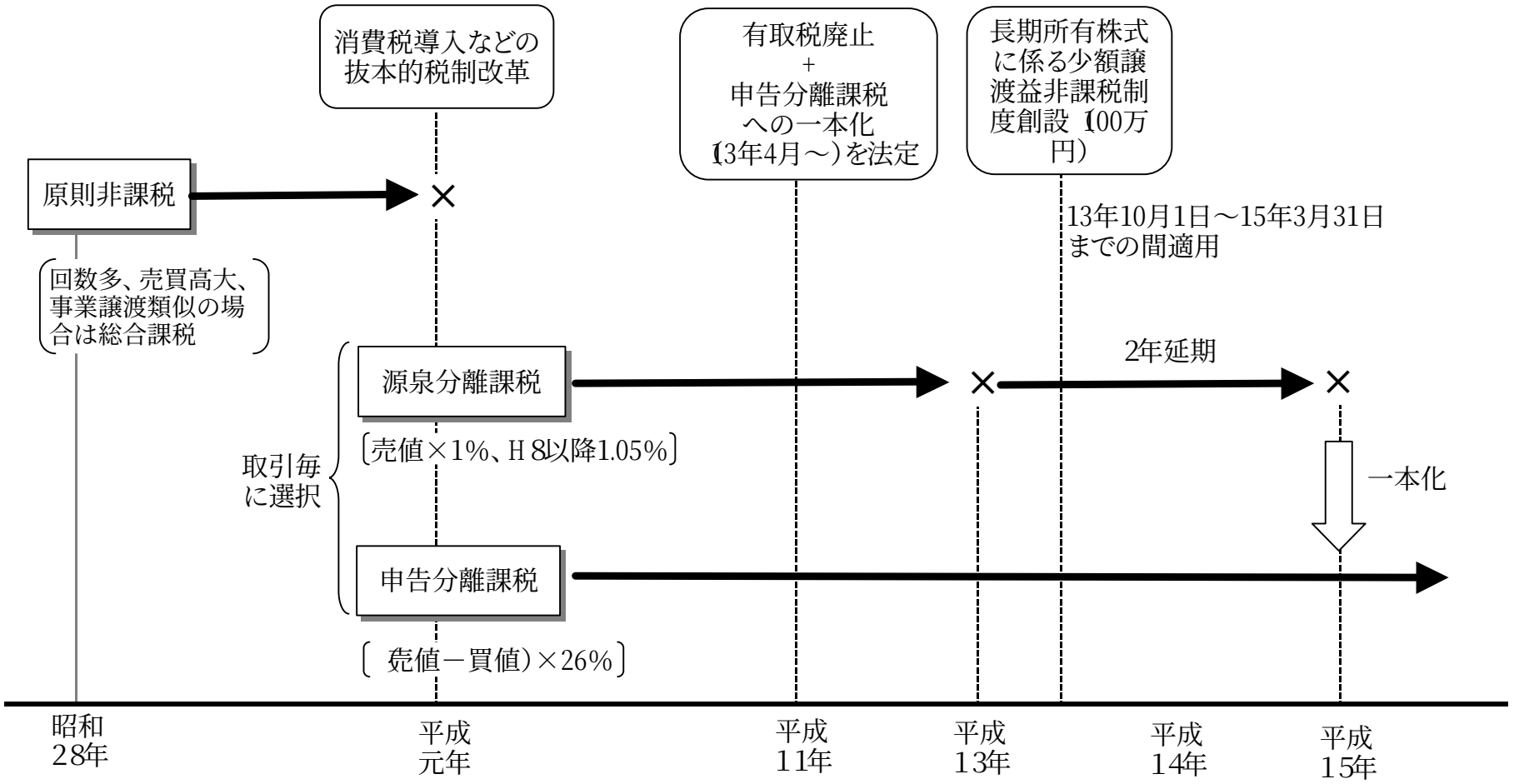

日経平均株価(月平均)の推移と株式市場に係る税制上の措置

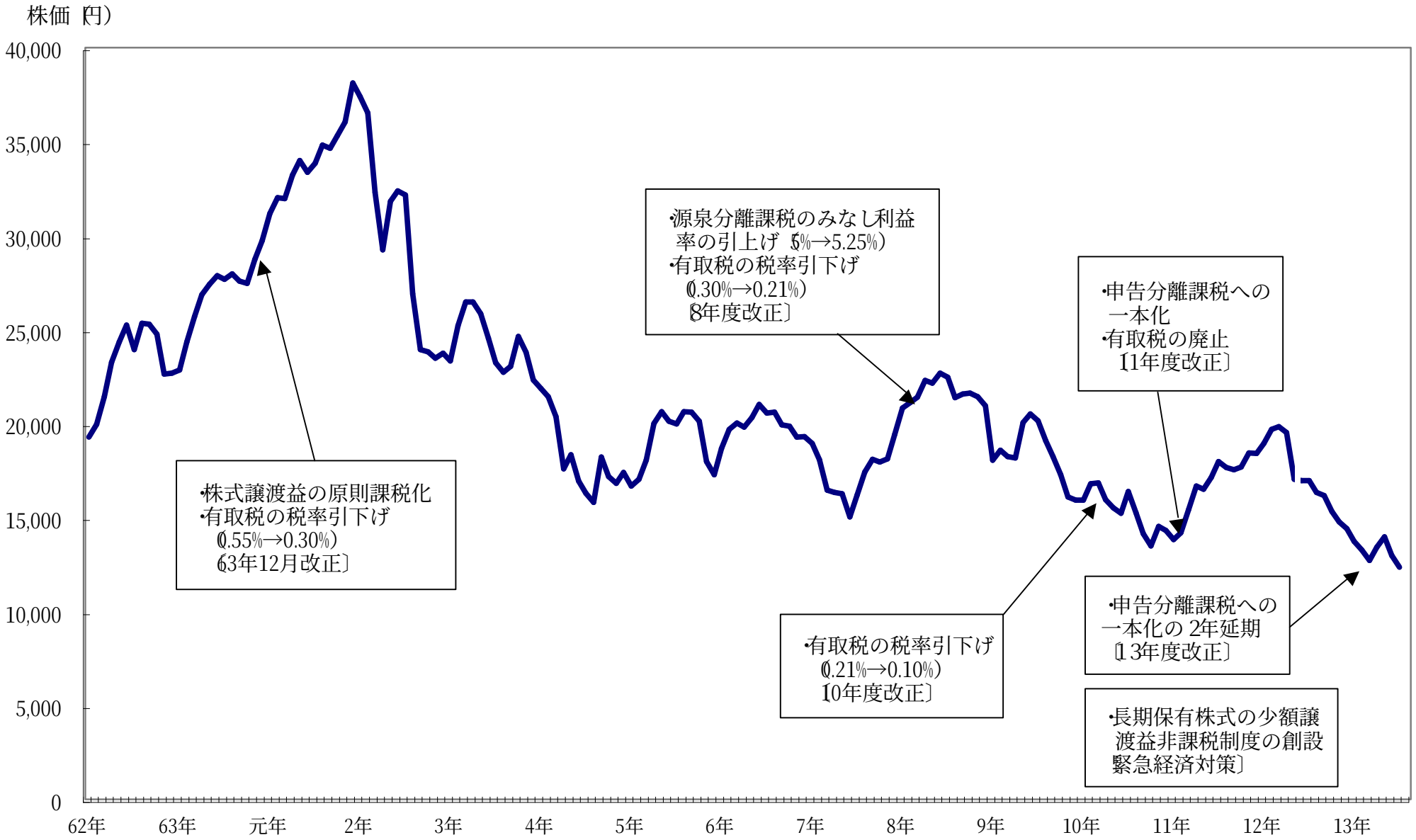

（注1）平成13年6月までは月平均、13年7月は7月13日の終値である。
（注2）日経平均株価は、銘柄入替え実施（12年4月）の前後を連続して比較する点では、指数としての連続性を失っている。

長期保有株式の譲渡益課税制度（イメージ図）

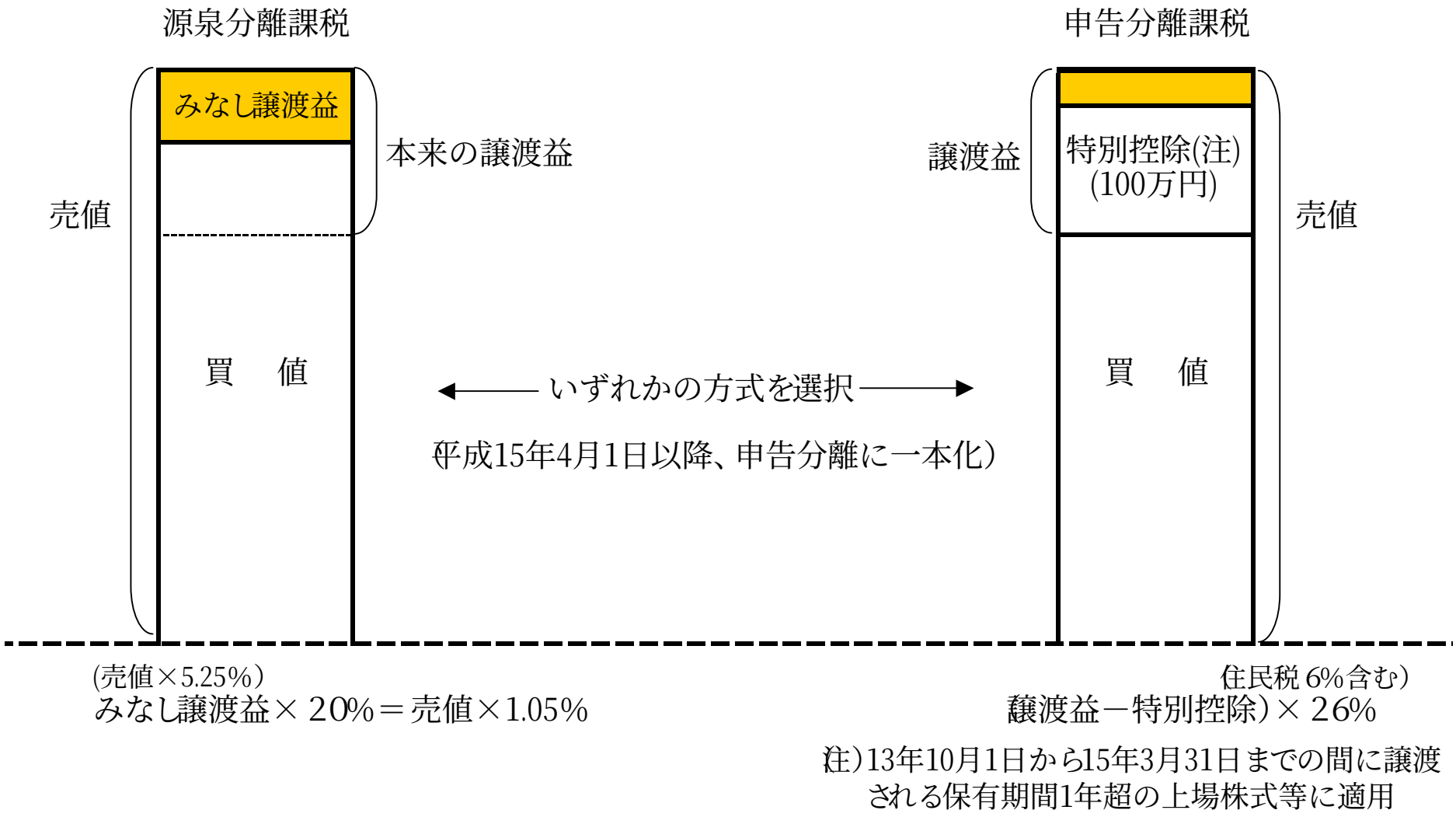

申告分離課税の実効税負担割合……長期保有株式(特別控除100万円あり)

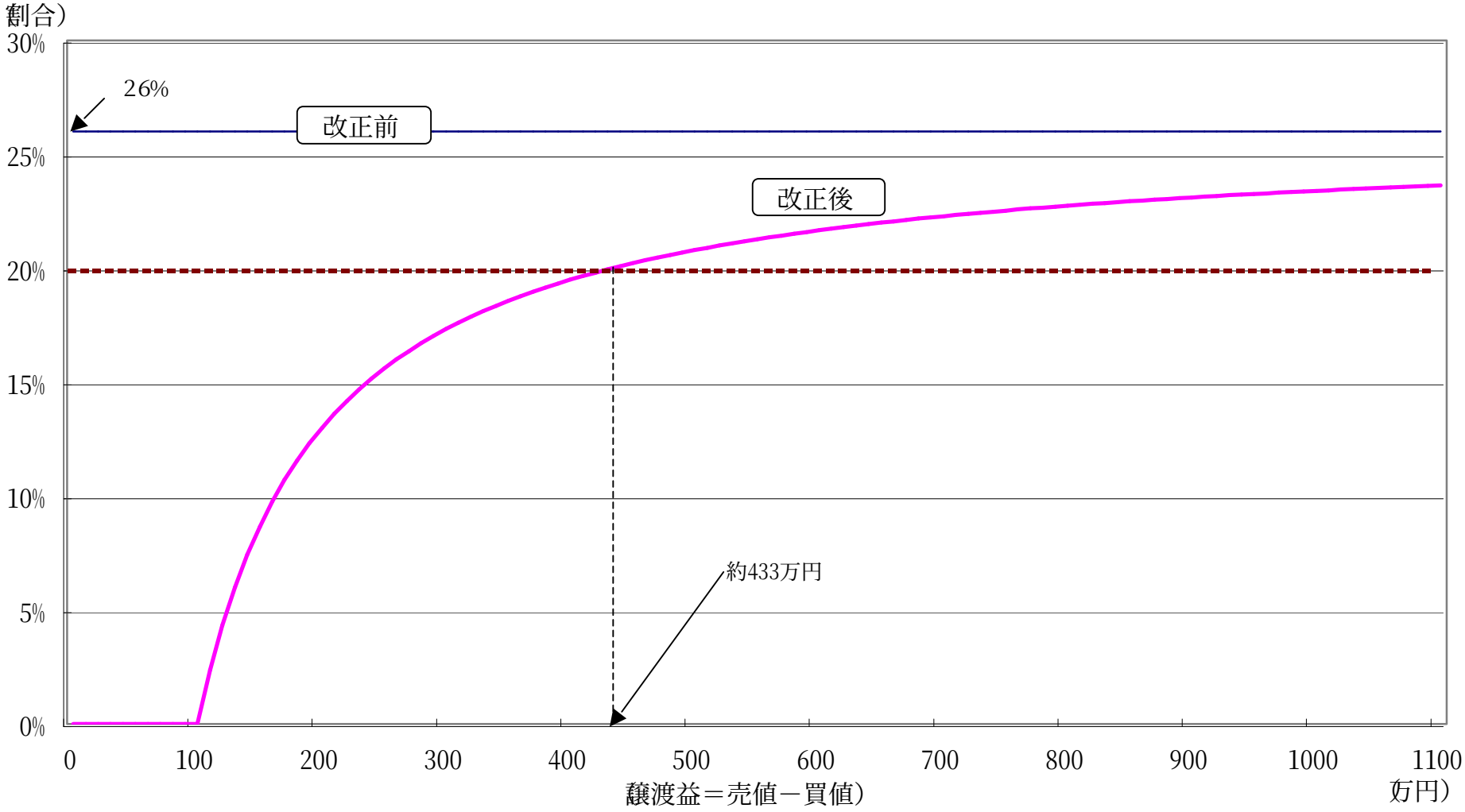

（参考）　・個人の平均年間売買回転率は0．35回（個人の保有株式数と年間の売却株式数から推計）
・利益率10%の場合
⇒　　譲渡益433万円に対応する株式の保有総額＝約1億2300万円

1世帯当たりの株式保有額の状況（個人株主）

株式保有額	構成比	累積構成比
～500万円	69.8%	69.8%
～1000万円	15.1%	85.0%
～3000万円	11.6%	96.6%
～5000万円	1.6%	98.2%
5000万円～	1.8%	100.0%

参考）個人の平均株式保有総額　　589．1万円

備考）証券広報センター「平成12年度　証券貯蓄に関する全国調査」より作成

株式譲渡益課税の国際比較

	日　本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	いずれかの方式を選択		**総合課税**	**総合課税**	**一定のものを除き非課税** （投機売買等については総合課税）	**申告分離**
	申告分離	**源泉分離**				
税率	20%＋住民税6%	みなし譲渡益に対し20%(住民税非課税） ↓ 売値×1.05%	15～39.6%＋地方税 （12ヶ月超保有は10%、20%＋地方税　注）	10、20、40%	19.9～48.5%＋連帯付加税（税額の5.5%）	26%
非課税限度等	年間の譲渡益100万円が非課税(長期保有上場株式等）		なし	土地等の譲渡益と合わせて7200ポンド（約110万円）が非課税	他の投機売買所得と合わせて1,000マルク（約5万円）が免税（超えれば全額が課税）	年間の売値5万フラン（約80万円）が免税（超えれば全額が課税）
譲渡損失の繰越控除	不可		可	可	不可	可
譲渡損失の損益通算	不可		可（土地等含め3000ドルを限度）	不可	不可	不可

(注）アメリカのニューヨーク市の場合28%程度（12ヶ月超保有の場合）

特定目的会社等に係る課税関係

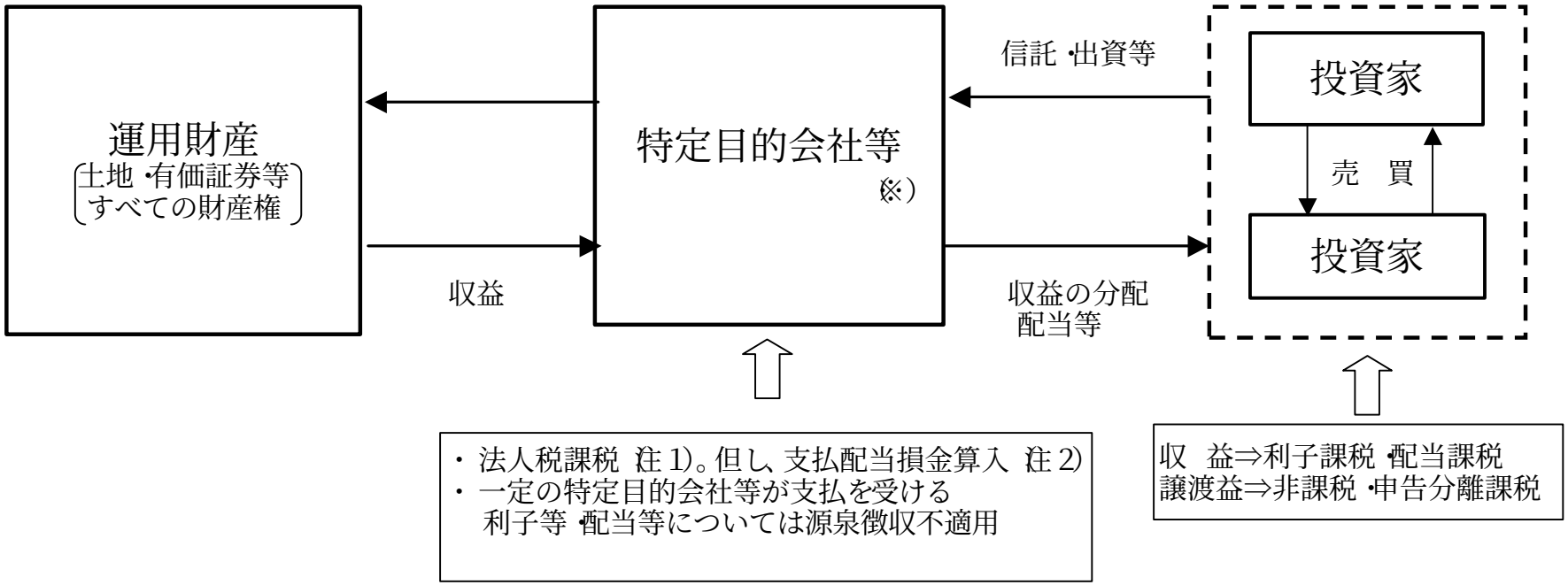

(※）『特定目的会社等』とは、特定目的会社、特定目的信託、投資法人、投資信託をいう。

(注1)証券投資信託及び公募投資信託については法人税非課税

(注2) 90%超配当等一定の要件の下で支払配当損金算入

特定目的会社等の収益に係る課税関係

	元本	定期的な収益		譲渡等による収益	
特定目的会社（SPC）	特定社債	利　子	20%源泉分離課税		
	優先出資	配　当	総合課税（注1）	譲渡益	申告分離課税(注2)（26%）
特定目的信託（SPT）	社債的受益証券	収益の分配	20%源泉分離課税		
	その他の受益証券	収益の分配	総合課税（注1）	譲渡益	申告分離課税(注2)（26%）
投資法人	投資証券（公募・オープン型）	配当等	20%源泉分離課税		
	投資証券（公募・クローズド型、私募型）	配当等	総合課税（注1）	譲渡益	申告分離課税(注2)（26%）
投資信託（証券投資信託を除く）	公社債等運用投資信託	収益の分配	20%源泉分離課税		
	その他の投資信託	収益の分配	総合課税（注1）	譲渡益	申告分離課税(注2)（26%）

（注1）20%源泉徴収は適用あり、配当控除は不適用。少額配当の場合には、申告不要制度の適用あり。

（注2）証券取引所等に上場している出資証券・受益証券等については、源泉分離選択課税の適用あり。

生命保険料控除

1　制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高50,000円が「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高50,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。

支払保険料と所得控除額との関係

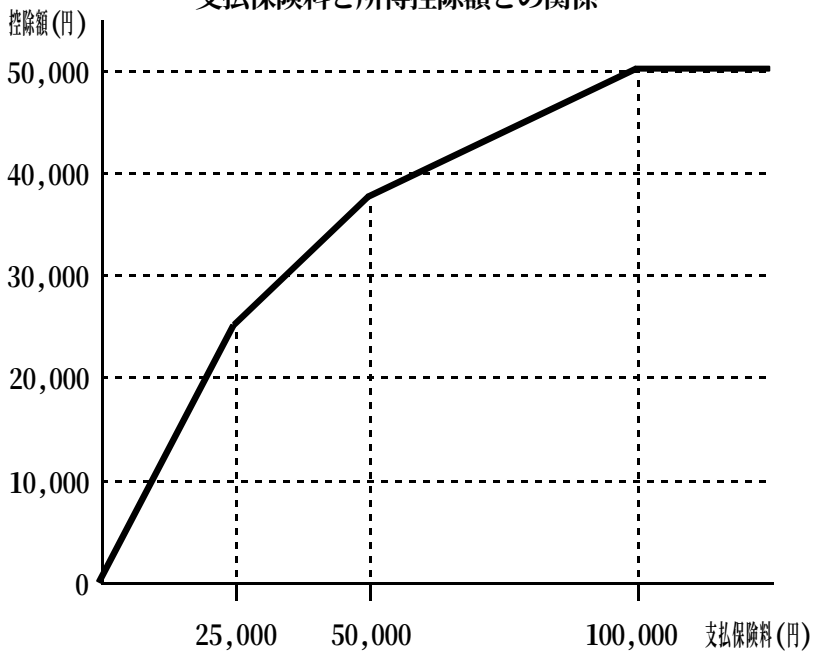

（注）住民税については、それぞれ最高35,000円まで所得控除できる。

2　生命保険料控除の適用状況の累年比較

区　分		納税者数	控除適用者数	適用割合
		万人	万人	%
民間給与所得者	平成２年	3,295	2,727	82.7
	3	3,422	2,875	84.0
	4	3,481	2,944	84.6
	5	3,593	3,015	83.9
	6	3,650	3,036	83.2
	7	3,606	3,063	84.9
	8	3,688	3,128	84.8
	9	3,701	3,087	83.4
	10	3,265	2,698	82.6
	11	3,611	3,004	83.2
		万人	万人	%
申告納税者	平成２年	855	731	85.5
	3	856	736	86.0
	4	858	743	86.6
	5	843	731	86.7
	6	822	713	86.7
	7	802	694	86.6
	8	824	710	86.1
	9	827	708	85.6
	10	622	537	86.3
	11	740	623	84.2

(備考) １.国税庁「民間給与の実態」「申告所得税の実態」より作成
２.民間給与所得者の平成５年以降及び申告所得者の平成２年以降については、一般の生命保険料控除の適用状況である。

生命保険料控除（個人住民税）

1　制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高35,000円まで「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高35,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。

支払保険料と所得控除額との関係

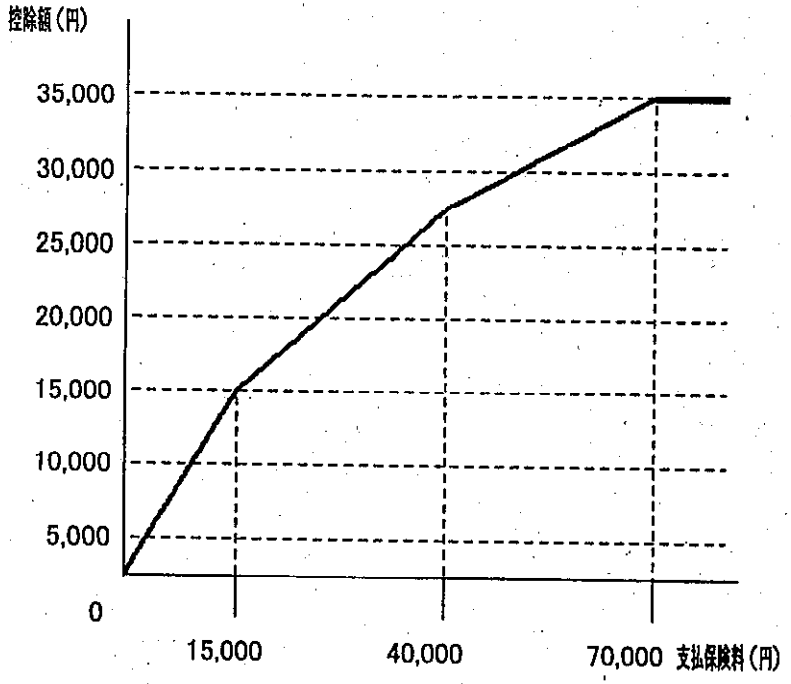

（注）所得税については、それぞれ最高50,000円まで所得控除できる。

2　生命保険料控除の適用状況の累年比較

区　分	納税義務者数	控除適用者数	適用割合
	万人	万人	%
平成３年度	4,768	3,599	75.5
4	4,917	3,606	73.3
5	5,046	3,610	71.5
6	5,100	3,562	69.8
7	5,105	3,480	68.2
8	5,171	3,457	66.9
9	5,245	3,445	65.7
10	5,246	3,421	65.2
11	5,232	3,366	64.3
12	5,163	3,313	64.2

（備考）

1　「市町村税課税状況等の調」（総務省自治税務局）による。

2　控除適用者数については、一般の生命保険料控除の適用状況である。

損害保険料控除

１．制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高15,000円、短期契約は最高 3,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。

支払保険料と所得控除額との関係

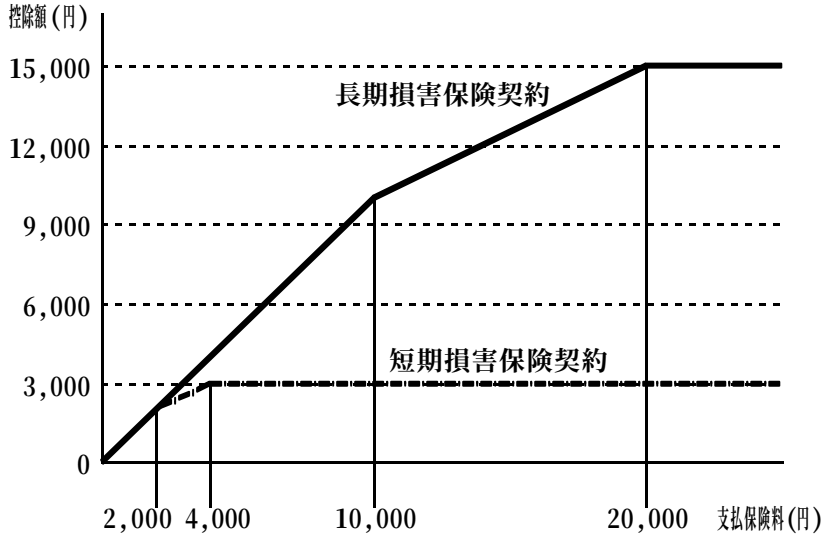

（注）１．長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

２．住民税については、長期契約は最高10,000円、短期契約は最高2,000 円まで所得控除できる。

２　損害保険料控除の適用状況の累年比較

区　分		納税者数	控除適用者数	適用割合
		万人	万人	%
民間給与所得者	平成２年	3,295	1,317	40.0
	3	3,422	1,383	40.4
	4	3,481	1,420	40.8
	5	3,593	1,479	41.2
	6	3,650	1,537	42.1
	7	3,606	1,509	41.8
	8	3,688	1,553	42.1
	9	3,701	1,601	43.3
	10	3,265	1,418	43.4
	11	3,611	1,563	43.3
		万人	万人	%
申告納税者	平成２年	855	506	59.2
	3	856	510	59.6
	4	858	522	60.8
	5	843	516	61.3
	6	822	513	62.4
	7	802	495	61.8
	8	824	511	62.0
	9	827	515	62.3
	10	622	401	64.4
	11	740	460	62.2

(備考)国税庁「民間給与の実態」「申告所得税の実態」より作成

（参考）持家比率　60.3%（総務庁「住宅・土地統計調査（平成10年分)」）

損害保険料控除（個人住民税）

1　制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高10,000円、短期契約は最高 2,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。

支払保険料と所得控除額との関係

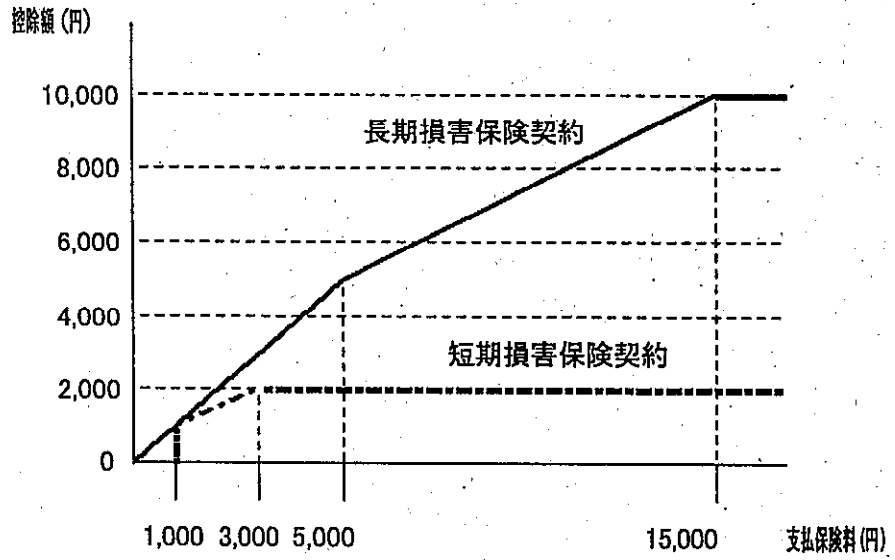

（備考）長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

（注）所得税については、長期契約は最高15,000円、短期契約は最高3,000円まで所得控除できる。

2　損害保険料控除の適用状況の累年比較

区　分	納税義務者数	控除適用者数	適用割合
	万人	万人	%
平成３年度	4,768	2,089	43.8
4	4,917	2,157	43.9
5	5,046	2,236	44.3
6	5,100	2,286	44.8
7	5,105	2,302	45.1
8	5,171	2,338	45.2
9	5,245	2,384	45.5
10	5,246	2,401	45.8
11	5,232	2,396	45.8
12	5,163	2,374	46.0

（備考）

1　「市町村税課税状況等の調」（総務省自治税務局）による。

2　個人住民税の損害保険料控除は、平成３年度に創設（所得税は昭和39年創設）されたものである。

国外送金等に係る調書提出制度

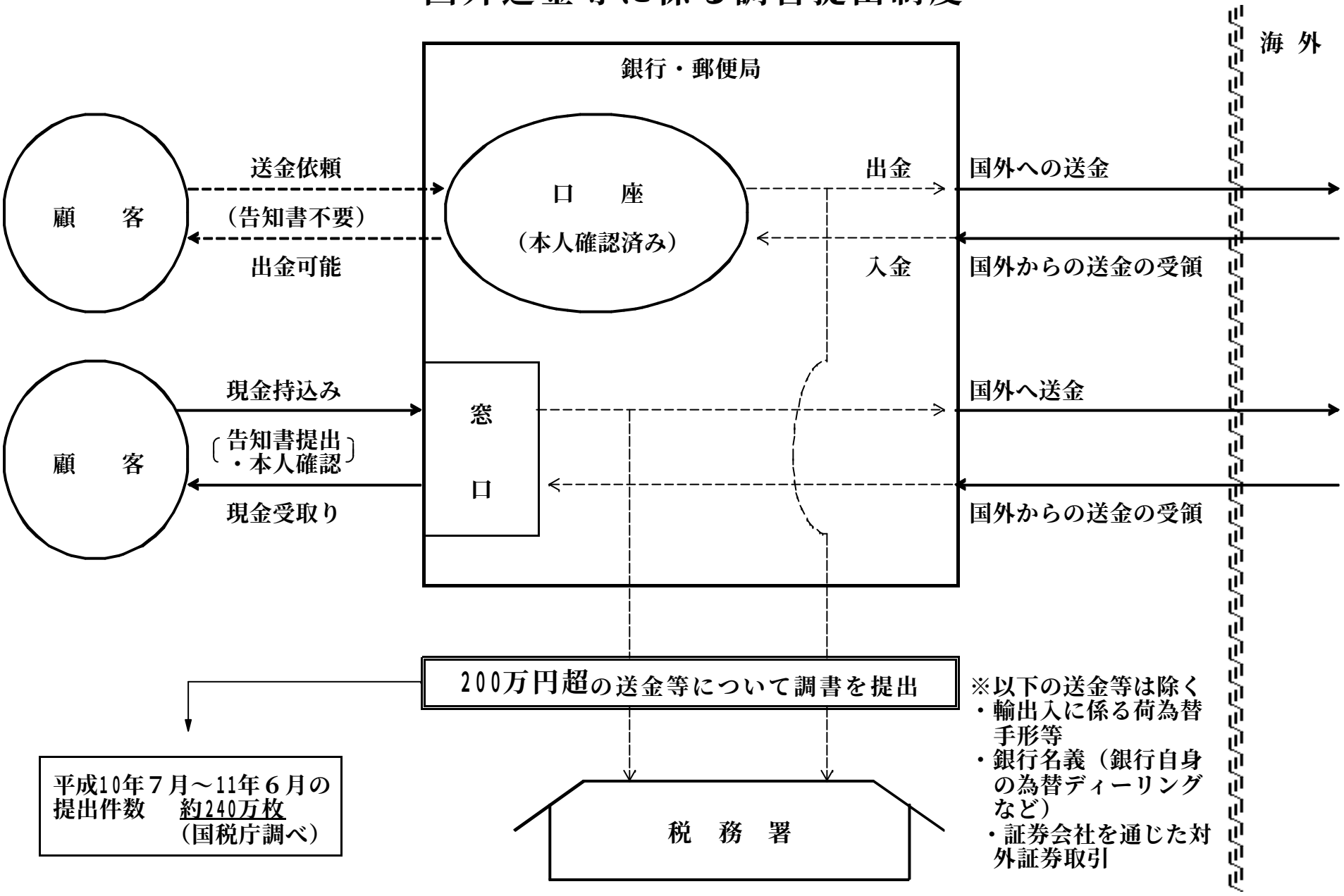

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

国　　名	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人　　口 （1998年現在）	付番維持 管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号 （9桁）	税務、社会保険、年金等	約3億8,100万人 （累積数） （1997年現在）	2億7,056万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号 （9桁）	税務、失業保険、年金等	約3,153万人 （累積数） （1997年現在）	3,030万人	人的資源 開発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード （10桁）	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	全住民	530万人	内務省中央 個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	統一コード （10桁）	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	全住民	885万人	国税庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968年
ノルウェー	統一コード （11桁）	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	全住民	443万人	登録庁	人口登録制度に関する法律	1970年
韓　　国	住民登録番号 （13桁）	税務、社会保障、旅券の発給等	全住民	4,643万人	内務部	住民登録法	1993年
シンガポール	統一コード （1文字8数字）	税務、年金、車両登録等	全住民	387万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
イタリア	統一コード （文字及び数字の組合せ）	税務、諸許認可等	約5,000万人 （1997年現在）	5,852万人	財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード （9桁）	税務、所得保障等	約1,250万人 （1996年現在）	1,875万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年

わが国税制の現状と課題 ― 21 世紀に向けた国民の参加と選択 ―

平成 12 年 7 月　税制調査会

（要　約）―抄―

第二　個別税目の現状と課題

六　その他の諸課題

１．納税者番号制度

○　納税者番号制度は、適正・公平な課税の実現、税務行政の効率化・高度化、さらには、納税者の税制への信頼の向上にも資するものです。

○　近年、番号利用の一般化、行政における全国一連の番号の整備、国際化・電子化の進展など、納税者番号制度をめぐる諸状況の変化が見られます。

○　課税方式の議論との関連において、納税者番号制度の導入は、利子所得などを含めた総合課税化の前提条件となり、個人所得課税の課税方式の選択の幅を広げます。

○　タックス・コンプライアンス（税制への信頼と納税過程における法令遵守）の向上に寄与することが、納税者番号制度の重要なメリットであり、資料情報制度などの納税を支える他の諸制度のあり方とも併せて検討を行っていくことが必要です。

○　納税者番号制度の導入時のコストは、民間・行政の双方で相当な規模となり、特に、民間において相当程度のコストが新たに生じることが避けられません。また、資金シフトなどの経済取引への影響を踏まえると、制度の対象範囲はできる限り広くすることが求められ、その分、コストは大きなものになります。

○　プライバシー保護の問題に関しては、民間における個人情報の不正売買などの危険性があり、今後の個人情報保護の基本法制の検討などの推移を見守っていく必要があります。不正アクセス防止の技術的方策などの検討も重要です。

○　納税者番号制度は、国民生活全般に大きな影響を及ぼすものであり、その導入については、国民の理解と協力が不可欠です。したがって、制度の意義、様々な論点について、今後、国民の間で更に議論が深まることを期待するとともに、全国一連の番号の整備をはじめとした諸状況の進展を踏まえながら、その導入について検討を進めていく必要があります。

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針

（抜　粋）

平成13年6月26日
経済財政諮問会議

第１章　構造改革と経済の活性化

３　経済の再生

（５）資産市場の構造改革

（ｉ）　証券市場の構造改革

証券市場の活性化のためには、企業が活性化し、収益力を高めることが基本である。しかし、同時に、市場監視・取締体制の充実、インサイダー取引や株価操縦等不公正取引に対するルールの明確化、会計基準・会計監査を一層厳格化することなど、インフラの整備も必要である。さらに、個人投資家の市場参加が戦略的に重要であるとの観点から、その拡大を図るために、貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替えなどを踏まえ、税制を含めた関連する諸制度における対応について検討を行う。